

【質問項目】

1. 人口減少について
2. 指宿スカイライン無料化について
3. 住宅供給公社について
4. 指定管理者制度について
5. 外国人との交流について
6. サッカースタジアムの整備について

【質問本文】

1. 人口減少について

■質問（しもづる）

鹿児島市・鹿児島郡区選出、無所属の下鶴隆央です。

今回の定例会で補正予算でも上がってきておりますし、また代表質問、そして午前中の持富議員、林議員の質問でもございましたけれども、何より、奄美におけるミカンコミバエの発生というのが非常に心配される今回の定例会でございます。一刻も早い鎮静化、そして農家の方々がもとの生活に戻れますことを祈念いたしまして、本日、私、いつも緑のネクタイで上がってきますけれども、大島紬のネクタイで上がってまいりました。一刻も早い鎮静化を祈念しております。

それでは、質問に入ります。

ことは、五年に一度の国勢調査が行われた年でもありました。結果については、速報値が来年二月に出される見込みですが、今回の国勢調査は、国勢調査が一九二〇年に始まって以来初めて、前回と比べて人口減少となる国勢調査になることが確実です。

本県では、我が国全体よりも早く人口減少が始まっており、同じく国勢調査ベースで見ると、昭和三十年の二百四万人をピークに減少に転じますが、昭和五十年の百七十二万人で一旦底を打ち、昭和六十年には百八十一万人まで回復します。しかし、その後は再び減少の一途をたどっており、前回平成二十二年には百七十万人にまで減っております。

さて、本県ではいち早く人口減少が始まっていたとはいえ、これまではそのスピードは緩やかなものでありました。例えば、直近のピークである昭和六十年から前回平成二十二年までの二十五年間の減少率は、約五・八％であります。それでは、これから同じ二十五年間でどれだけ減るかといえば、社人研の推計をもとにすると二一％、これまでをはるかに上回る人口減少に我々は直面することになります。

この急速な人口減少社会の到来は、県政のさまざまな分野に影響を及ぼすことは明らかです。もはや、人口がふえる、すなわち放っておいても税収もふえるし、行政需要も増大していく。だから、まず、とにかく何かをつくるのだという時代ではないということに肝に銘じる必要があると考えています。ここを見誤ってしまうと、子供たちの世代に大きなツケを回すことになってしまいます。

そこで、本日の私の質問では、これからの急速な人口減少社会を迎えるに当たり、各分野への影響を予測し、今から対応することをテーマに、七点質問してまいります。

最初に、この急速な人口減少社会を迎えるに際しての知事の政治姿勢について伺います。

本県の県債残高は、平成の初めには約五千億円だったのが急速に膨れ上がり、伊藤知事が就任された平成十六年には、その三倍以上にもなる一兆六千億円余りにまで膨らんでいました。その後の財政再建により、最大四百五十一億円あった毎年度の財源不足を解消し、近年では堅調に推移していることは非常に高く評価するものであります。

さて、伊藤知事が就任された平成十六年の時点で、本県は既に、再びの人口減少に入ってから二十年を経過しており、人口減少というものを意識し、向き合わなければならない時代になりつつあった時期ではないかと考えております。

そこで伺います。

県内の人口減少による各政策分野への影響を踏まえた財政運営への基本的な考え方について、これまでの取り組み、そして、先般の代表質問に対し四選出馬への意向を示されましたので、同じく今後の考え方についてお示してください。

続いて、地方版総合戦略、特にその前提となる地方人口ビジョンについて伺います。

国は、平成二十七年度中に都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版総合戦略を定めることを求めています。また、この地方版総合戦略の策定に当たっては、今後、当該地域内の人口がどうなるかという地方人口ビジョンの策定を求めています。

私は、この地方人口ビジョンの策定は非常に重要であると考えております。なぜなら、今後さまざまな分野における行政サービスの需要というものは、人口によって規定されるものであるからです。この将来人口を過大に見積もれば不要な投資を行ってしまい、そのツケは借金として子供たちに重くのしかかることとなります。

一方で、急速な人口減少に対し、指をくわえて見ているわけにいかないのも事実であります。国も、およそ五十年後、二〇六〇年ごろには、このままでは人口が八千万人台に突入してしまうのに対し、一億人の堅持を目標に掲げております。この上位目標の設定も非常に重要であります。放っておいたらこの程度の人口ということと、どの程度の人口を目指すのか、そしてそのギャップをどのような政策で埋めていくのか。希望出生率の向上や子育て環境整備の話になるかと思いますが、この点を考える上でも、この地方人口ビジョンの策定は非常に重要であります。

そこで伺います。

本県の地方人口ビジョン、現状分析、将来展望を含めた策定に向けた基本的な考え方について、県民の皆様にお示しするスケジュールもあわせてお示してください。

以上で、一回目の質問といたします。

[知事伊藤祐一郎君登壇]

□答弁（知事）

人口減少による地方行政の各種政策分野への影響についてのお尋ねであります。

地方行政を運営するに当たりまして最も大きな要素は、人口と面積であり、地方交付税の算定等におきましても、一定の費目におきましてこの二つを測定単位としているところでもあります。

人口の減少により、歳入面におきましては、個人県民税などの県税の収入の減や、地方交付税の算定におきまして、今述べましたように、人口を測定単位とする費目に係る基準財政需要額の減などが想定されているところであります。また、歳出面におきましては、人口の減少に伴って行政需要の減も一定程度想定されるところでありますが、その一方で、高齢化の進行により扶助費が増加することなども想定されているところであります。

このようなことから、鹿児島県におきましては、本格的な人口減少、超高齢社会の到来などを踏まえ、めり張りをつけた社会資本の整備、また、農業や観光を含めた産業振興等による県税収入の確保など、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んできたところであります。

今後も、本県におきましては、国立社会保障・人口問題研究所が行いました二〇四〇年までの将来人口予測によりますと、人口減少が進むことが見込まれることに加えまして、扶助費が増加傾向にあることや、公債費が高水準で推移することが見込まれるところであります。

人口につきましては、定住人口と交流人口という概念があるかと思えます。したがって、定住人口の減によるいろんな需要の減少を交流人口で補う、そういう方向が今後求められるのではないかと考えておりまして、そういう意味では、観光客、よそから来られる方々をどういう形で地域に取り込むかというのが大きな課題になるのではないかと考えております。

人口減少を前提にした行財政運営戦略に基づき、歳入・歳出両面にわたる行財政改革とともに、今申し上げましたような、人口減少の中での活性化策をどういう形で図るかという点につきましても留意していかなければいけないと考えております。

□答弁（企画部長）

本県の人口ビジョンの基本的な考え方と総合戦略素案の県民への提示についてであります。

本県における将来人口の推計に当たりましては、人口の自然動態については、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの考え方に、社会動態については、国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口の考え方にそれぞれ準拠し、二〇四〇年に約百三十八万人、二〇六〇年に約百十六万人と推計し、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案にお示したところであります。

国の長期ビジョンは、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、二〇六〇年においても人口約一億人の維持を目指すものとされており、合計特殊出生率について、二〇三〇年までに希望出生率である一・八程度、二〇四〇年には人口置きかえ水準である二・〇七に引き上げる前提として策定されているところであります。

合計特殊出生率を一・八に引き上げることは、国が目指す一億総活躍社会の実現のための最重要課題の一つとして、新三本の矢と位置づけられ、今後、緊急に実施すべき対策等の取り組みがなされるものと考えておりますが、昭和五十年代に入ってから顕著になってきました少子化の流れをとめるため、国による平成六年のエンゼルプラン策定以降、本県としても各種の少子化対策の取り組みが行われてきたものの、出生率に大きな改善が見られず、生涯未婚率や平均初婚年齢も上昇するなど、いわゆる未婚化・晩婚化も進行している状況にあることなどから、今回お示した人口推計においても、低い目標ではないものと考えております。

なお、総合戦略素案については、今議会において所管の特別委員会で御議論いただいた後、パブリックコメントなどの実施により、県民の方々の御意見をいただきたいと考えているところであります。

■質問（しもづる）

今の地方人口ビジョンについて、一点お伺いします。

今お伺いしておりますと、社人研の人口推計、ほっておいたらこうなるということに、国の政策、上乘せしていくということを加味したものと捉えられるわけですが、一方で、本県独自の上乗せ策ということは検討されなかったのかということについてお伺いいたします。

□答弁（企画部長）

社会動態については社人研の推計を活用したわけでありましてけれども、ほっておいたらということでは実はございませんで、社人研も一定の前提に立っております。簡単に申し上げますと、全国の移動率が今後、一定規模縮小するという仮定に立っております。もう少し具体的に申し上げますと、二〇一〇年の国勢調査に基づいて算出された純移動率、いわゆる社会減の割合です。これが二〇一五年から二〇二〇年にかけておおむね約半分ぐらいに減少するという仮定に立っておりますので、それ自体も社会減を半分にとどめるといような大きな努力目標になりますので、決して我々が今、掲げている目標が低いということには当たらないということから、結果的に、自然動態については国のビジョンに準拠し、それから社会動態については社人研の推計に準拠したということでございます。

〔下鶴隆央君登壇〕

2. 指宿スカイライン無料化について

■質問（しもづる）

続いて、県道路公社、指宿スカイラインについて伺います。

今後、少しでも人口減少を食い止めるべく各種施策が行われるわけですが、残念ながらしばらくの間、人口が減っていくことは避けられない事実でもあります。したがって、今後大規模な投資を行う際には、費用対効果を慎重に検討することはもちろん、需要が見込まれるかどうかも含めて検討を行う必要があります。人口がふえるから、多分需要もふえるという時代ではないということでもあります。

さて、県は、六月議会並びに九月議会において、指宿スカイラインの料金徴収期限を本来の償還期限である平成二十九年五月から二十五年延長する。その理由は、二期部分、谷山インターから颯娃インター間において、約三十カ所の急カーブ区間の改良や約四十カ所の老朽化したのり面の改修が百四十億円、三期部分、山田インターのフルインター化やETC設置が五十億円、合計百九十億円かかるからとしています。また、国と協議を進め、本年度中に事業計画を取りまとめたいともしております。

私は、この方針に大いに疑問を持つものであります。県は本年度中に取りまとめたいとしていることから、私にとって、この本会議場、一般質問で議論できる最後の機会でありまして、じっくりと議論を行いたいと思います。

この指宿スカイラインは、二つの区間に分かれております。北から見ると、鹿児島インターから山田インター—山田料金所—一までが三期区間、そこから無料区間を挟み、谷山インターから颯娃インターまでが二期区間となっております。なお、颯娃インターから先、池田湖に至る一期区間は昭和六十三年に

無料化されております。

そこで伺います。

現在の収支状況について、二期、三期区間をそれぞれ分けてお示してください。

さて、県全体、特に薩摩半島全体の交通体系を考えたとき、南薩から鹿児島市内を結ぶ大動脈として、錦江湾沿いの国道二百二十六号がありますが、ここは災害に比較的弱い道路でもあります。喜入では一定雨量を超えると通行どめになりますし、また、東日本大震災の津波警戒の際には長時間通行どめになったこともありました。したがって、いざというときの救急搬送や物流、そして観光振興も含め、バックアップとしての整備された道路の必要性は高いと考えております。

その点において、二期区間が開通した四十年前、昭和五十二年時点においては、指宿スカイライン二期区間のその点での重要性は非常に高かったのではないかと思います。しかしながら、南薩と鹿児島市内を結ぶ道路として、喜入から穎娃に至る広域農道が整備され、国道二百二十五号の川辺改良が行われ、そして直近では南薩縦貫道の整備も進んでおります。さまざまなルートがしっかりと整備されてきております。

その中で、なぜ二期区間を百四十億円かけて大規模改修しようとする政策判断を行ったのか。私は、改修というものの、費用を考えれば新設に等しいものだとも考えておりますので、二期区間の当時の建設費もあわせてお答えください。

さて、もしもこの二区期間の大規模改修という政策判断を是とするとしても、大きな疑問が残ります。それは、二期区間の大規模改修を、なぜ三期区間の収入で行うのかということであります。

これまでの議会答弁等で明らかになった数字からすると、二期区間は年およそ一億円の収入がありますが、大半が料金所運営に消えているはずです。そして、指宿スカイラインの年間収入二十三から二十四億円のうち大半は、三期区間一山田料金所一からの収入であります。したがって、今回の料金徴収延長案は、すなわち三期区間一山田料金所一を通る人から取ったお金で二期区間の大規模改修を行うというものであります。

そもそも、なぜ我々は有料道路で通行料を支払うのでしょうか。それは、便利で速く快適に移動ができる道路を通ることに対し、その分利益を得ているので、その対価として支払うものであるはずです。利用していない道路の通行料金を取られるいわれは全くありません。もしも本当に二期区間の大規模改修が必要だというのなら、三期区間一山田料金所一の料金収入を充てるのではなく、通常の県道と同じ財源によるべきであります。

そこで伺います。

二区期間の大規模改修をなぜ三期区間の収入で行おうとするのか、お示してください。

ところで、日本全国、他県を見ても、多くの県で県の道路公社が存在しており、それぞれ有料道路を管理しております。それらの例を見ても、償還が終わった、すなわち建設費を通行料金で徴収し終わったところから無料化した道路も数多くあり、またその結果、道路公社そのものを解散している例も数件あります。

そこで伺います。

他県道路公社管理道路における償還期到来後の対応についてお示してください。

これまで見てきたとおり、現在、県が示している料金徴収二十五年延長案は、三期区間一山田料金所一の収入で二期区間の大規模改修を行うというものです。しかし、三期区間一山田料金所一で普通車三

百二十円、軽自動車二百円の通行料を払っていただいている方々は、三期区間を通して便利なことに対してお金を払っているわけであります。一方で、二期区間は、料金収入の大半が料金所運営に消えている状況であります。

したがって、私は、指宿スカイラインの今後のあり方については、南薩の観光振興も含め、二期区間は無料化し一般県道化すべきと考えますが、考えを示してください。

また、三期区間については、料金徴収を延長するにしても、三期区間通行者に受益のある部分、すなわち山田インターフル化とE T C設置に関するものに限定した延長期間・料金水準を設定すべき、つまり、料金徴収延長は二十五年ではなく数年間のみとすべきと考えますが、県の考えを示してください。

以上で、二回目の質問といたします。

□答弁（土木部長）

指宿有料道路についての御質問のうち、まず、収支状況についてです。

指宿有料道路の収支については、平成二十六年度決算で二期区間の料金収入が約一億三百万円、その徴収経費が約六千九百万円、道路パトロールや舗装補修等の日常の維持管理費が約一億六千五百万円となっております。三期区間については、料金収入が約二十二億円、その徴収経費が約一億二千百万円、日常の維持管理費が約七千六百万円となっております。また、消費税などの公課費や職員給与など、道路公社の運営に係る共通の経費が約二億三千七百万円となっております。

次に、二期区間の建設費と改修の必要性についてです。

指宿有料道路の二期区間については、昭和四十七年に事業着手し、昭和五十二年に供用開始しており、その整備に約七十七億円を要しております。

指宿有料道路は、九州縦貫自動車道と連結し、鹿児島空港や霧島、鹿児島、指宿を結ぶ観光周遊ルートを形成するとともに、国道二百二十六号が異常気象時に通行どめとなった場合には迂回路となるなど、重要な道路であります。

このうち二期区間については、一昨年、二カ所ののり面が崩壊し、全面通行どめになったことや急カーブ区間で交通事故が発生することなどがあり、走行性や安全性の向上を図る必要があると判断したところであります。

二期区間の改修費用についてです。

指宿有料道路の二期区間におきましては、老朽化したのり面の改修や急カーブ区間の解消を、三期区間においては、山田インターのフルインター化やE T C設置を検討しております。

二期区間と三期区間は、道路整備特別措置法に基づく国の許可を受け、一つの有料道路として運営しており、改修等の費用については料金徴収期間を延伸して確保したいと考えております。

次に、他府県の道路公社の事例についてです。

現在、有料道路事業を行っている他府県の道路公社において、これまでに償還期限を迎えた道路は百八路線あり、このうち、本県と同様に徴収期限を延伸し追加の改修等を行った道路が十三路線、すぐに無料開放した道路が九十三路線、維持管理費のみを徴収している道路が二路線あります。

次に、指宿有料道路の今後のあり方についてです。

指宿有料道路は、九州縦貫自動車道と連結し、鹿児島空港、霧島、鹿児島、指宿を結ぶ観光周遊ルートを形成するとともに、国道二百二十六号が通行どめとなった場合の迂回路となるなど重要な道路であ

り、利用者にとって利便性が高く、安全で走行しやすい道路として整備することが必要と考えております。

二期区間と三期区間は、道路整備特別措置法に基づく国の許可を受け、一つの有料道路として運営しており、改修等の費用については料金徴収期間を延伸して確保したいと考えております。

■質問（しもづる）

何点か再質問いたします。

一点目ですけれども、二期区間と三期区間を一括でやる理由として、道路整備特別措置法上の取り扱いということ答弁されていますが、これは、一緒にしなければならないわけではなく、これができるという規定であったはずであります。すなわち、本県と一緒にするかしないかということを決められる規定であるわけでありませう。

それを踏まえて伺いますけれども、まず、今、答弁で、他県の道路公社の管理道路で償還期が到来したものが百八あり、うち九割に当たる九十三もの道路が無料開放している。これは当然、当たり前のことなんです。有料道路というのは、つくるときの借金等々かかるから、その分、受益として払ってねと、償還し終わったら開放しますというのが大前提であるわけです。これは、他県の事例を見ても九割がそうになっていることから明らかなわけです。

また、付言して言えば、十三は追加で改修をやっているといいますが、これほどの大規模改修をやっている事例があるんですか。といいますのが、先ほど、二期区間の建設費七十七億円という答弁がありました。昭和五十二年の話ですので物価水準は違いますが、消費者物価指数でいえば大体一・五倍でございます。そうしますと、それを掛け合わせても百億円程度、百十億円程度でつくったものに対して、百四十億円の改修、もうこれは新設じゃないですか。

これだけ人口減少になっていく時代に、わざわざ新設に等しい金をつぎ込む。しかも、その理由として言われていたのが、災害時のバックアップ道路として。これは理解しますが、バックアップ道路としての重要性は。ただし、そのために三十カ所のカーブ改良の必要があるんですか。崖が崩れたらそれは大変です。安全に走行しなきゃいけない。そこはわかりますけれども、バックアップ道路ということは、当然メインの道路があるわけです、通常通る。二百二十六にせよ二百二十五にせよ。毎日バックアップになっても困る話ですから。それに対して、当初の建設費七十七億円、物価分を加味しても百十億円程度、それに対して百四十億円の大規模な投資をやる。しかも、それを山田料金所の人から取ってきてやる。この政策判断というところが本当にわからないんです。一個の道路でできる、その扱いは知っていますけれども、それはあくまで、できるという規定であって、ねばならない規定ではないはずですよ。

その辺を含めて、なぜ新設に等しい財源をつぎ込むのか。しかも、それを一般の財源で手当てするのならともかく、いわば山田料金所という打ち出の小づちがあるからやってみようというふうにしかならないんですよ。それを含めて、この政策判断についてももう一度詳しく説明してください。

□答弁（土木部長）

二期区間と三期区間の料金徴収でございますけれども、交通上密接な関連を有するという事で認められてまして、二期区間・三期区間一緒に運営しているということで、県でそういう判断をしているということでございます。

また、二期区間につきましては、先ほど申し上げましたように、観光上あるいは防災上非常に重要な道路でございまして、走行性の改善や安全性の確保に、のり面の改修あるいは急カーブ区間の改修等を行うわけでございます。

方法といたしまして、一旦有料道路事業をやめまして、その後、一般道路として改修を行うというやり方も確かにあるわけでございますけれども、県では、そのような料金徴収期間を延伸するという判断をしたところでございます。

■質問（しもづる）

もう一点お伺いいたします。

今、理由として、二つの二期区間と三期区間が密接な関連があるという理由を挙げられております。何をもちいてこれを密接な関連があるというのでしょうか。例えば、両方の利用者が完全に重なっている。つまり両方、一直線を通ると、その大部分がというのであれば理解いたします。しかし、実態を見れば、三期区間の収入二十二、三億円、二期区間の収入一億円ということからも明らかのように、三期区間の利用者の大半は、ほぼ一〇〇%が三期区間のみを通っているわけです。二期区間に対して、何をもちいて密接な関連があるか、それについてその判断根拠をお示しください。

□答弁（土木部長）

二期区間と三期区間の密接な関連ということでございます。

先ほど指宿有料道路の特徴を申し上げましたけれども、九州縦貫自動車道と接続いたしまして、指宿方面にダイレクトにつながっている道路でございまして、そういう意味では二期区間、それから、間に無料区間がありますが、三期区間、密接な関連を有していると考えます。また、道路防災上におきましても、例えば沿岸部の二百二十六号が被災したような場合には、二期区間、三期区間同じような使い方、例えば二百二十六号の啓開を行っていくということもございまして、そういった判断をしているところでございます。

[下鶴隆央君登壇]

■質問（しもづる）

今、るる答弁いただいたわけですがけれども、単につながっていれば同じ道路とみなせるというのには全く納得しがたいものがあります。また、バックアップの道路としての機能、当然大事です。しかし、そのバックアップとしての道路に百四十億円つぎ込んで三十カ所のカーブ改良が必要なのか、私は本当に疑問に思いますし、また、もう一つ問いたいのは、果たして山田料金所という年間二十億円稼いでくる財源がないときに、この政策判断をやったのかどうか。私はこれは非常に疑わしいと思っております。

繰り返しになりますが、三期区間—山田料金所—は、その区間を通る人がその便益に対して費用を払うものであります。その趣旨をしっかりと改めて認識していただきたいと考えております。

3. 住宅供給公社について

4. 指定管理者制度について

■質問（しもづる）

次の質問に入ります。

続いて、住宅供給公社について伺います。

住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき設立されていますが、その第一条で目的を、住宅の不足の著しい地域において、勤労者に居住環境の良好な集団住宅及び宅地を供給する旨規定しております。つまり、特に高度成長期に急増する住宅需要並びにマイホーム向け宅地需要があり、かつ民間が十分にそれを供給できていなかった時代に、団地開発などの役割を担ってきたものです。

人口がふえていく時代には住宅需要もふえていき、公社が供給する宅地への需要も多くあったのだろうと思いますが、人口減少の局面に入り、かつ民間が十分に供給できる現在においては、住宅公社を取り巻く状況は大きく変わっています。

平成十四年に会計基準が変わり、公社の有する未分譲宅地、普通の会社でいうところの在庫に関する評価方式が変わりました。それまでは、帳簿上には造成にかかった原価となっていたものが、土地の値下がりなど時価とかけ離れている場合には、実際の価格で計上しなければならないというものです。その結果、全国各地の住宅公社で、帳簿上在庫が価値があると思っていたが、市場価格に直すと大分値下がりしていたということで、債務超過が発覚する公社が続出したしました。その結果、この時期に多くの地方住宅供給公社が何らかの処理を迫られることになりました。

他県では、県が公社に対し民間金融機関からの借入金返済用の資金を貸し付ける条件として、例えば、県や市は債権の五〇%を諦めるかわりに、民間金融機関も四〇%を諦めるといった抜本的処理が行われている例があります。それに対し本県では、平成十八年に県は公社に対し、民間金融機関からの借入金返済用に百十五億円を無利子で貸し付ける救済策を実行しました。

この時点では、以降の公社の収益力に対する信頼があったものと推察いたします。つまり、借入金や金利負担さえなければ本業はもうかるのだから、借金は返せるという見立てであったのだろうと推察します。しかしながら、現実には累積損失がかさんできております。言うまでもなく、これらの累積損失は最終的には県民の皆さんの税金負担となり得るものであります。

そこで伺います。

県住宅供給公社の現在の財務内容を示してください。

さて、平成十八年に策定された経営健全化計画では、宅地の売却に努め、平成三十八年度末までに分譲を完了する旨の目標が記載されています。

そこで、在庫の大半を占める妙円寺・松陽台両団地について、残り区画数と直近の販売実績について示してください。

今回の質問のテーマ、人口減少という点から考えると、人口減少、イコール住宅の需要が減る、イコール価格が厳しい状況になるということが容易に予想できます。さて、地価が下落するとなれば、多くの在庫を抱える公社の財務状況、経営にとって深刻な影響があります。実際に経営健全化計画を策定した平成十八年と比べても、県内住宅地の平均地価は一四%ほど下落しております。

そこで伺います。

今後の住宅需要、地価動向についてどう考えているか、お示してください。

最後に、平成十八年経営健全化策への評価と抜本的な対策への考えについて伺います。

結果的に見れば、平成十八年経営健全化策には問題も多かったのかではないかと思えます。予想が外れるということはある話ですが、しかし、今後同様の問題が出てきたときに、よりよい対応を行うためにも、教訓として反省すべき点は反省すべきであると考えます。

そこで、平成十八年経営健全化策への評価をお示してください。

また、値引き販売や、鹿児島市が導入した定期借地権の導入などについて、県の考えをお示してください。

続いて、指定管理者についてお伺いいたします。

本県には既に数多くの県有施設があります。中には、今回提案されている、なのはな館の廃止のような例もありますけれども、基本的には、現在ある県有施設がより効率的に、より設置目的を果たせる形で、県民の皆様に対してよりよいサービスを提供できることが望ましいと言えます。

今回の定例会には、指定管理者の五年の節目ということもあり、二十二カ所もの県有施設の指定管理者議案が上程されていますので、指定管理者制度について数点伺います。

指定管理者制度について、鹿児島県公の施設に関する条例では、原則として公募する旨定められています。したがって、複数の事業者から応募があった場合には、採点を行い、よりすぐれた事業者を指定することとなります。

さて、県有施設は、当然にそれぞれの設置目的がありますので、その目的を一番よく達成できる事業者が選ばれるべきであります。そこで、達成したい設置目的に照らして、当然に評価項目や配点が決まってきます。そして応募者を採点するわけですが、私は、主に二つの理由から、これらは全て公表されるべきであると考えます。

一つは、選定過程における透明性・信頼性の確保であります。例えば、利用者への接遇という評価項目があった場合、選ばれたA社は満点だったと。しかし、実際に県民の皆さんが使ってみたら満点にはほど遠かった。むしろ落ちたB社のほうは、接遇のポイントは低かったけれども実際はよかったという場合には、県民の側から選定の妥当性を事後検証できるわけであります。

もう一つは、よりよいサービスの実現のためであります。例えば、今回惜しくも落ちたB社が結果を見て、この項目がうちの提案では点数が足りなかったのか、県の求めるものに合致しなかったのか。ならば次はここをもっと改善しようということで、次回五年後の応募の際に、よりよい提案を持ってくることになる、それにより、県民が受けるサービスの質も向上することとなります。

そこで伺います。

選定に当たっての評価項目、配点、採点結果の公表について、考えを示してください。

この指定管理者制度でよく見られるのが、前五年間に指定されていた事業者が引き続き指定されるということであり、それが必ずしも悪いとは言いませんが、これまでの実績を評価してなどというのであれば、当然に、これまでの実績に対する評価、よい・悪い含めてしっかりと行われるべきであります。

そこで、指定した後の評価指標の設定並びに評価について、現状並びに考え方を示してください。

さて、先ほど、指定管理者は原則公募となっているという条例の規定を申し上げました。今回、二十二カ所の指定管理者案件が提案されていますが、うち十件は公募によらない特定、契約でいうところの随意契約になっています。なお、額が少ないからなどということはなく、今回の特定の案件では、最高

で五年十億円の指定管理料を支払うものも含まれております。県条例では、例外規定として、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらずに指定できるとして四つ掲げられています。

そこで伺います。

公募によらない特定で指定しようとする理由は何か。特に、条例の、その他知事等が特に必要と認めるときに該当するのであれば、それだけでは理由が不明確でありますので、そう判断する理由も含めてお示してください。

以上、三回目の質問といたします。

□答弁（土木部長）

住宅供給公社についての御質問のうち、現在の財務内容についてです。

平成二十六年度の決算におきましては、分譲事業や賃貸事業による事業収益が二十四億五千万円で、事業原価や一般管理費を差し引いた事業利益が約八千万円の黒字となったものの、支払い利息等を差し引いた経常利益は約四千万円の赤字となり、平成二十六年度末の累積損失額は約二十九億円となっております。

次に、松陽台や妙円寺団地の直近の販売実績と残区画数についてです。

平成二十六年度の販売実績につきましては、ガーデンヒルズ松陽台が二十区画で約二億六千万円、妙円寺団地が二十八区画で約二億円となっており、残区画数につきましては、平成二十六年度末でガーデンヒルズ松陽台が三十八区画、妙円寺団地が二百七十六区画となっております。

住宅需要や地価動向についてです。

本県における新設の住宅着工戸数につきましては、全国と同様の傾向で推移しており、リーマンショックを受けた平成二十一年度の大幅下落以降、緩やかな持ち直しの傾向が続き、昨年度は消費税率引き上げによる反動減もありましたが、最近では再び持ち直してきております。また、住宅地における地価の動向につきましては、地域によって変動の幅にばらつきが見られるものの、全体には下落傾向にあります。

平成十八年経営健全化策への評価と抜本的な対策への考え方についてです。

公社におきましては、平成十八年度に経営健全化計画を策定し、分譲事業や賃貸事業を積極的に推進するとともに、固定経費の削減を確実に実施して借入金の計画的な償還に努めてきたところでありますが、その後の経済情勢の変化や地価の下落等も相まりまして、目標であった経常収支の黒字化は達成されていない状況にあります。

このような中、公社では、分譲宅地の販売促進のため、住宅メーカーと連携した住宅見学会の開催等の広報活動を強化するとともに、子育て世帯や建て売り事業者向け割引、各種キャンペーン等の実施により、平成十八年度から平成二十六年度までに五百九十四区画を販売し、約百二億円の借入金の返済を行ってきたところです。

公社を取り巻く経営環境は厳しい状況にありますが、平成二十七年度においても既に三十四区画を販売するなど、着実に宅地分譲を行っており、引き続き、県と公社が一体となってさまざまな工夫をしながら販売促進を図り、公社の経営健全化に向けて努力してまいりたいと考えております。

□答弁（総務部長）

指定管理者の選定における採点結果の公表及び指定後の評価等についてお尋ねをいただきました。

指定管理者の選定に当たりましては、施設の設置目的や性格等を踏まえまして選定基準等を設定し、学識経験者などを含む選定委員会において審査を行っているところでございます。

公募する施設の審査に当たりましては、審査基準を明確にし、その透明性や公平性を確保するという観点から、事前に選定基準ごとの配点を公表するとともに、審査結果についても、全応募者の総合点を公表しているところでございます。

なお、現在、各応募者が提案した内容につきましては、応募者の立場も考慮いたしまして、公表は行っていないところでございます。

各応募者の項目ごとの点数を公表すべきではないかという御指摘でございますが、このことにつきましても、応募者の立場も考慮して、慎重な対応が必要ではないかと考えているところでございます。

また、指定管理者につきましては、指定した後においても評価が必要であると考えております。毎年度、管理運營業務の実施状況や利用状況等の報告を求めていますほか、利用者を対象としたアンケート調査を実施するなど、施設におけるサービスの質の確保・向上に努めているところでございます。

また、公募によらない指定管理者の選定についてでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、原則として公募することとしておりますが、施設整備の経緯や設置目的との関連等から、特定の団体に管理を行わせることが適当な場合、高度の専門的・学術的知識や技術が必要である場合など一定の要件を満たす場合に、公の施設に関する条例第七条第一項第四号の規定に基づきまして、公募によらずに特定の団体を選定できることとしているところでございます。

公募によるか否かにつきましては、学識経験者などを含む選定委員会において、それぞれの施設の設置目的や性格等を踏まえまして、例えば所在市町村との連携や高度の専門性に基づく管理の必要性等の観点から、十分検討がなされているところでございます。

■質問（しもづる）

まず、住宅供給公社関連で一、二点お伺いいたします。

地価動向についての認識をお伺いしたのは、公社はたくさん在庫を持っています。ということは、宅地の価格動向によってこれが大きく左右されるということが明らかであるからであります。

そこで、改めて認識をお伺いしたいのが、先ほど直近の経営状態をお示しいただきましたけれども、たしか評価損で三億円ぐらいの特損が上がっているんじゃないかと思っております。ここ数年、たしか数億円単位で赤字が拡大しているのではないかなと思っております。そこの特損に対する認識をお伺いしたいのと、あわせて、実はこちらに県のホームページにあります、県住宅供給公社の平成十八年の健全化についての考えをお知らせしますということで、百十五億円の無利子融資について書いてあるんですけども、そこにこういう一文があります。「県貸し付け、無利子百十五億円、県の貸し付けや金融機関の協力により、公社の金利負担は大幅に軽減されました。なお、県の貸し付けは最終的に全額返還される見込みです」とあるわけです。

もちろん、この健全化計画に基づいて、担当課の方、公社の方は一生懸命、販売の努力、固定経費の削減努力をしていただいていることは理解しております。しかし、努力だけではどうしようもない、地価変動、特に地価下落というファクターによって、実際約三十億円の累積損失、つまりこれは何を意味するかというと、百十五億円のお金が返せないということなんじゃないですか。

例えば、今持っている土地建物で現物でおさめてもらうにしても、公社の資産が三十億円累損ということは、もう今、貸し付けた百十五億円というのが、そっくりそのまま返ってくることは現時点であり得ないのではないか。そこも含めて、これは地価動向がこのまま堅調に推移するんだったらそれはそれでいいんですけども、今後、よりそれが加速して赤字が広がるんじゃないかと懸念しているんです。そこについて、改めて地価動向についての現在のお考えをお示してください。

□答弁（土木部長）

評価損の件でございますが、昨年度、減損会計処理基準に基づき、減損処理を実施すべき状況ということで減損処理を計上しているようなことがございまして、それが大きなものになっているということでございます。

それから地価動向につきましては、将来にわたって見通すのは非常に難しいと考えておりますが、公社の経営を考えるに当たりましては、現在と同様、引き続き、厳しいということで考える必要があらうかと思っております。

今後の方針でございますけれども、先ほど申し上げましたように、公社を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあるわけでございますけれども、近年におきましても、各種のキャンペーンとか割引とかあるいは広報活動の強化、こういった営業の努力も行いながら、着実な販売ができていところでございますので、引き続き、このような方法で県と公社が一体となって、公社の経営健全化に努力したいと考えてございます。

〔下鶴隆央君登壇〕

5. 外国人との交流について

6. サッカースタジアムの整備について

■質問（しもづる）

住宅公社に関する質問は、何も当局や公社の方々を責めようという意図のものではございません。ただし、三十億円の赤字が出ているということは、百十五億円無利子融資をしたものが、今、現物で何から何まで回収したとしても、八十五億円分しか回収できないということでありまして。この事実、現実をまず踏まえて議論していければなと思っております。

次の質問に入ります。

これから本格的な人口減少時代を迎えるに当たり、本県経済への影響も大いに予想されるところであります。鹿児島県議会では、これら時代に流れに的確に対応するべく海外経済交流促進等特別委員会を設置し、これまで知事に対する提言も取りまとめております。中でも、改選直前のことし三月には、人的交流や観光客誘客に関する提言を行っております。

そこで、この平成二十七年三月提言を踏まえ、どのような取り組みを行っているか示してください。

さて、今後は、外国人観光客の誘客や県産品の輸出など、さまざまな形でアジアの経済成長・外需を取り込んでいく必要がありますが、そのためには我々県民自身が視野を広げ、国際的な意識を涵養する必要があります。

これらの意識を涵養するためには、一番よいのは子供ころに住んだり留学したりすることでありますが、お金がかかることでもあり、みんながみんなできるわけではありません。

そこで、県民が、特に未来を担う子供たちが、鹿児島にいながらにして外国人やその文化と触れ合い、交流し、国際的な意識を育む機会を数多くつくることが重要であると考えています。

その点で、海外に向けた教育旅行―修学旅行―の誘致を積極的に行うことで、本県観光業の振興はもちろんのこと、来訪した外国の生徒たちと本県の児童・学生との交流プログラムを設けることで、子供たちの国際意識向上を図ることができると考えますが、県の取り組み、考えを示してください。

サッカーJFL鹿児島ユナイテッドFCは、今年度めでたく優秀な成績をおさめ、成績要件、観客動員要件、スタジアム要件等全ての条件をクリアし、めでたく来シーズンからのJリーグ、J3昇格が決定しました。関係各位、サポーターの皆様にご心より敬意を表しますとともに、お祝い申し上げます。また、J3スタジアム基準対応に御尽力いただいた当局の皆様にも、心より御礼申し上げます。

最終戦、鴨池に私も見に行ってきましたけれども、八千六百人もの観客に、ゲート前に広がるさまざまな出店、お祭り空間に、鹿児島が一つになれるすばらしい環境ができたんだと本当にうれしくなりました。

昇格が正式に決まった翌朝の地元紙も心躍らせながら見たのですが、そこには喜びのコメントにまじって、Jリーグ関係者より、現状ではJ2スタジアム基準に適合しない旨のコメントが掲載されていました。

Jリーグで上のカテゴリー、J2、J1に昇格するためには、リーグ戦でよい成績をとるだけではだめで、カテゴリーに応じたスタジアム基準を満たさなければなりません。今回、関係各位の御尽力で、鴨池をJ3対応すると約束していただいたおかげで、めでたくJ3に昇格できました。逆に、これがなければ昇格がかなわなかったわけでありませぬ。

来年は、いよいよJ3での戦いになりますが、現時点では、J2スタジアム基準を満たさない以上、全勝しようとも優勝しようとも、J2に昇格できない状況でございます。そんなすぐに上がれるのかと言われるかもしれませんが、現に昨年、鹿児島ユナイテッドFCとともにJFLで戦っていたレノファ山口、ことし一足先にJ3に上がっていたわけですがけれども、昇格初年度に見事優勝して、一年でのJ2昇格を決めました。決めましたというのは、山口はホームスタジアムがちゃんとJ2基準対応していたからこそ上がったわけでありませぬ。

もちろん、J2対応はJ3対応に比べ大がかりとなりますし、着工しても時間がかかるでしょう。しかし、何年後までには対応するというのが決まっていれば、それまでは上がれなかったとしても、目標ができるわけです。そしてまた、時間がかかることであるからこそ、今の時点から検討は始めるべきであると考えております。

そこでまず、J2スタジアム基準対応に向けた基本的な考え方について示してください。

また、もしJ2対応を行う際には、主に二つの選択肢があります。一つは、現在のホームスタジアムである鴨池陸上競技場の改修、もう一つは、競技場の新設であります。県民の皆様にご意見を伺っていく上でも、それぞれ幾らぐらにかかると把握し、目安を持っておくことが必要だと思っておりますが、この点について、現状の認識と検討状況について示してください。

以上で、登壇最後の質問といたします。

□答弁（観光交流局長）

海外経済交流促進等特別委員会の提言を踏まえた取り組みについてでございます。

地域や教育現場における外国人との交流につきましては、国際交流員十六名、外国語指導助手百十三名を配置し、地域レベルでの国際交流の推進や語学教育の充実を図っております。国際交流員を活用した事業として、県内各地で外国の文化紹介や異文化体験等を通して、県民の国際理解を促進する外国語文化講座を開催しております。

外国人観光客の受け入れ体制の整備につきましては、ことし三月に、道の駅樋脇が、日本政府観光局から新たに外国人観光案内所として認定されましたほか、外国語ホームページにつきましては、世界的オンラインサイトと連携して、宿泊予約が可能な環境を整備したところです。また、今年度中に奄美パークに無料W i - F i を整備する予定です。

両替所につきましては、金融機関や県内七カ所のホテル、鹿児島空港国際線ターミナルビルに設置されておりますほか、マリポートかごしまでは、クルーズ船寄港時に民間のクルーズ船受け入れ団体が両替を行っているところです。

続きまして、海外に向けた教育旅行の誘致についてでございます。

海外からの教育旅行の誘致につきましては、現地での訪日教育旅行説明会に参加し、教育関係者を対象に、農家民泊や垂水のキャニオニング、枕崎のかつお出汁りの体験メニューなど、本県ならではの素材のPRに加え、これまでの学校交流の様子も紹介しております。

また、海外の学校が本県での学校交流を希望する場合は、県において、旅行行程や希望する交流プログラムなどを勘案し、交流先の調整を行っており、今年度は、上海や台湾の学校が県内各地の高校や中学校を訪問し、音楽や書道・華道などの日本文化の体験、昼食会を通じた交流を行っております。

県としては、引き続き、海外からの教育旅行の誘致に努めるとともに、学校交流については、本県の若者の国際感覚の醸成にもつながると考えられますことから、お互いの学校の意向等も踏まえた交流が図られるよう、関係機関とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、J 2 スタジアム基準対応に向けた基本的な考え方についてでございます。

J リーグ規約において、J クラブは、特定の市町村をホームタウンとして定めなければならないとした上で、さらに、J クラブは、ホームタウンにおいて地域社会と一体となったクラブづくりを行うとされているところです。

したがって、J 2 昇格に当たって必要となると思われるスタジアムの整備につきましては、その主体や時期、場所、費用などさまざまな課題について、まずはホームタウンである鹿児島市が、クラブ、県サッカー協会などと十分協議する必要があるものと考えておりますが、県としても、今後どのような協力ができるか検討することになるものと考えております。

[下鶴隆央君登壇]

■質問（しもづる）

以上七点、人口減少が今後の県政に与える影響について各分野から質問してまいりました。

最初に、知事の政治姿勢について伺いまして、今後の人口減少に伴う財政運営への影響を丁寧にお示しいただきました。

答弁にもありましたとおり、当然に、人口が減るということは、県税収入、そして交付税算定のほう

からも収入が減っていくと、そしてお示しいただいたとおり、扶助費はどうしてもふえていくという中で、扶助費以外の費目についてしっかりと費用対効果、需要等を考えた張りのある投資をしていかなきゃいけない。これはもうおっしゃるとおりだと思っております。

今後ますます、しばらくの間どうしても人口が減りますから、収入面が特に逼迫してくる中で、より厳しい財政運営になろうかと思えますけれども、ぜひ知事の手腕に大いに期待するところでございます。

そして続いて、人口ビジョンについてお示しいただきました。もちろん達成不可能な高い目標を掲げても、結局それに基づいて過大な投資をしてしまっただけでは逆効果になりますので、なおかつ現実的な範囲内でチャレンジングな目標を掲げていただいたものと理解しております。であるからこそ、やはりこの目標というのは単なる目安ではなくて、必ず達成しなければならない目標であろうかと思えます。もちろん、社人研の推計から上に持っていくためには、子育て環境の整備ですとか、希望出生率の向上につながる施策等々、打つべき手はたくさんあるかと思えます。ぜひ引き続き議論していければと思っております。

さて、道路公社について、たくさん議論してきましたけれども、改めて最後に一点、お考えいただきたいことがあります。それは、三期区間の山田料金所という毎年二十二億円を稼ぎ出す財源がなかったとしたら、この大規模改修はやったんですかということを冷静に考えていただきたいと思えます。もちろん、財源を当て込んでさまざまな事業をやるものですから、その仮定には意味がないとおっしゃるかもしれませんが、その財源がなくて普通の一般財源で手当てしなければならないとなったときに、果たしてこの政策判断をやったのかどうか、私は非常に疑問であります。

続いて、住宅公社についてコメントいたしますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり今後、地価が上がっていくということはなかなか想定しにくいものであります。その中で当初、必ず返ってくると言って百十五億円無利子融資したものの、これはホームページにも、返ってくるんですと、当時はそういう思いで貸したんだと思えます。しかし、現実問題として、もう三十億円穴があいている。これを踏まえて、そしてなぜ地価の話をしたかということ、タイムリミットが迫ってくるということなんです、土地がどんどん値下がりするとするならば、そこも踏まえた対応を考えていかなければならないのではないかという問題提起でございました。

さて、続いて指定管理者について、これは今まで何度も、私も前の任期から委員会等も含めて議論させていただいておりますけれども、確かに、専門性があるだとか、市町村との連携ができるから例えば外郭団体を高く評価する。それはわかります。でも、それは、民間も受け付けて評価項目で高く採点すればいい話で、最初から門戸を閉ざすという理由にはならないのではないかと考えております。ぜひこの点、改めて再考していただきたいと思えます。

続いて、国際化に関して、県議会の海外経済交流促進等特別委員会の提言に基づいた取り組みについて質問させていただきました。

この提言を重く受けとめていろいろ取り組んでいただいていることが確認できて、安心した次第ですが、今回これを質問した趣旨としましては、我々はどうしても四月の改選がありまして、どうしても選挙に集中いたします。そのときに、改選直前に出した提言について、ちゃんとそれに基づいて確実に受けとめてやっているかどうかということを改めてこの場で議論したかったという意味で取り上げさせていただきました。結果として、基づいてきちんと各分野にわたって取り組んでいただいていることがわかりましたので、引き続きその取り組みを進めていただきたいと思っております。

最後に、鹿児島ユナイテッドFCのJ2昇格に向けたスタジアム対応ですが、一つデータを紹介しようと思います。

各Jクラブを見ると、県、市それぞれホームスタジアムを持っている主体は分かれています。大まかに言えば、政令市は市が持ち、政令市以外は県が持つというのが一般的な姿でございます。例えばユナイテッドが次に目指すJ2でいえば、政令市は県が一個、市が旧政令市のうち八つです。それに対して政令市以外は十三個あり、県が十一個、市が一個、そして民間はヤマハ・ジュビロですけれども、一個持っている。このようにくっきり分かれている状況でございます。

J3はというと、確かにJ3でいえば、通常の手で県が五個、市が五個と半々ですけれども、これらはJ2要件を満たしておりません。J2要件を満たすには県のコミット、協力が必要不可欠であるということをお知らせしておきます。

さて、最後に、今年も早いもので年の瀬が押し迫っております。冒頭、ミカンコミバエも取り上げましたけれども、ことしはとにかく災害が多かった一年ではないかと思います。六月補正、九月補正でも多く目にいたしました。

ぜひとも鹿児島県、県民の皆様がこれから年末年始、そして来年は災害のない、そして病虫害等にも悩まされない、そのようなよき一年になることを祈念いたしまして、私の十一回目の一般質問を終わります。

御清聴いただきありがとうございました。(拍手)